

不妊治療費助成事業のおしらせ

不妊治療にかかった費用の一部を町が助成します

不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療・一般不妊治療にかかった費用の一部、及び特定不妊治療の通院にかかった交通費や宿泊費の一部を助成します。

	特定不妊治療	一般不妊治療
対象の治療	① 体外受精・顕微授精・男性不妊治療 など (保険適用・保険適用外の治療を含む) ② 医師が必要と認めた先進医療 (保険適用の生殖補助医療に伴うもの)	タイミング療法・人工授精など (保険適用・保険適用外の治療を含む)
対象者	・婚姻をしている夫婦（事実婚の場合、申立書を提出してください） ・他の市町村から同様の助成を受けていない方 ・夫婦ともに町税等を滞納していない方 ・治療の終了日及び申請日に、夫婦のいずれかが芽室町に住民登録されている方	・治療期間及び申請日に、夫婦のいずれかが芽室町に住民登録されている方
助成額	【1回目】 30万円 まで 【2回目以降】 15万円 まで ※男性不妊治療は1回につき15万円まで助成 — 十勝管外の医療機関で治療をおこなった場合 — 上記上限額の範囲内で、交通費と宿泊費も助成します ☐ 交通費 医療機関の所在市町村と芽室町の間の公共交通機関利用相当分で算定 ☐ 宿泊費 実費分を助成（上限1万円）（領収書の提出が必要）	1年度につき 10万円 まで ※1年度とは4月診療分～翌年3月診療分までを指します
助成回数	初めて助成を受ける際の治療開始日における <u>妻の年齢</u> が 40歳未満：1子につき 通算6回 まで 40歳以上：1子につき 通算3回 まで	制限なし
申請期限	治療終了日の翌日から 1年以内	
注意事項	・芽室町に転入する前に終了した治療は助成対象外です ・治療終了日が早い順に申請を受け付けます。受け付けたものより以前に終了した未申請の治療について、遡って申請することはできません。	・治療中に芽室町に転入された場合、転入前にかかった不妊治療費は助成対象外です

申請方法

以下の書類を芽室町役場子育て支援課子育て支援係に提出してください

特定不妊治療の場合

- ☐ 芽室町特定不妊治療費助成金申請書
- ☐ 芽室町特定不妊治療費助成受診等証明書
- ※医療機関で証明を受けてください

一般不妊治療の場合

- ☐ 芽室町一般不妊治療費助成金申請書
- ☐ 芽室町一般不妊治療費助成受診等証明書
- ※医療機関で証明を受けてください

上記に加えて、下記の書類も提出ください

- ☐ 医療機関または薬局（院外処方有の場合）が発行した治療にかかる領収書（必須）
- ☐ 口座確認ができるものの写し（必須）
- ☐ 高額療養費支給決定通知書の写し（該当する場合）
- ☐ 付加給付金の金額が確認できるものの写し（該当する場合）
- ☐ 住民票謄本（記載事項の省略していないもの）
- ☐ 戸籍謄本、その他婚姻関係を証明できる書類
- ☐ 宿泊にかかる領収書（特定不妊治療で該当する場合）
- ☐ 町外の方の住民票謄本、戸籍謄本（夫婦の一方が町外に住所を有する場合）
- ☐ 事実婚関係に関する申立書（該当する場合）
- ☐ その他町長が必要と認める書類

夫婦ともに町内に住民登録があり、住民基本台帳の閲覧等に同意された方は提出不要です

（参考）体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲（ ：治療実施）

治療内容 (A～Fが助成対象範囲)		採卵 まで	採精 (夫)	受精	胚移植			妊娠の 判定
					新鮮 胚移植	胚凍結	凍結 胚移植	
A	新鮮胚移植を実施							
B	採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施							
C	以前に凍結した胚による胚移植を実施							
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了							
E	受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止							
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止							

芽室町役場 子育て支援課 子育て支援係

住所：芽室町東2条2丁目14番地 芽室町役場 1階

TEL：0155-62-9733